

落札決定の低入札価格調査制度への統一について

1 制度の概要

低入札価格調査制度は、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札した者があった場合、すぐに落札者を決定せず、その価格により仕様内容に適合した履行がなされるかどうかを調査し、適正な履行がなされると判断したときに、その者を落札者とする制度です。

本市では、総合評価方式による入札において、低入札価格調査制度を導入していましたが、総合評価方式を除く200万円超の工事又は製造その他についての請負の入札については最低制限価格制度を適用してきました。

今回、200万円超の建設工事においては、低入札価格調査制度を適用することとし、落札決定の統一化を行います。

2 見直しの内容

【改正】

予定価格	入札方式	適用制度
5千万円以上	総合評価	低入札価格調査 ・調査基準価格 ・数値的判断基準
5千万円未満 1千万円以上	一般競争	
1千万円未満 2百万円超	指名競争	
2百万円以下	随意契約	不適用

【現行】

予定価格	入札方式	適用制度
5千万円以上	総合評価	低入札価格調査 ・調査基準価格 ・数値的判断基準
5千万円未満 1千万円以上	一般競争	最低制限価格
1千万円未満 2百万円超	指名競争	
2百万円以下	随意契約	不適用

4 適用の範囲

契約検査課が発注する建設工事（予定価格2百万円超）

※建設関連業務については、これまで同様に最低制限価格調査制度を適用します。

5 施行年月日

令和8年4月1日以降に公告又は指名の通知をする工事から適用します。

【お問い合わせ先】

石巻市契約検査課契約係

電話0225-23-6611、6612